

親子関係における世代の断層

I 親子関係

沢 登 岩 尾

親子関係を法的に分類すると、実親子関係と法定親子関係となる。実親子関係は、血のつらなりがある親子で、嫡出子と嫡出でない子とに分類できる。嫡出でない子のうちに父の認知しない私生児と父の認知した庶子があったが、私生児は、子のためにその名称が廃止され更に現行民法によって庶子と云う名称も同様の趣旨で廃止となった。法定親子関係は、養親子関係のみとなった。改正前の民法には、継親子関係と嫡母庶子の法定親子関係が認められていたがいずれも過去の経験から認めない方が子のためによいという理由で新民法で廃止された。然し子と継母継父嫡母の間には姻族としての親族関係は存在するのであることは当然である。

親子関係といってもこれを分析してみると、親と子の関係を二つに分類して考えることができよう。その一つは、親が子に対する方面であり、他は子が親に対する方面である。親が子に対する関係は、要約すれば「監護養育」の問題であり、子が親に対する関係は「親孝行」の問題に帰結する。

この二つの関係を法制史の上から見ると、親が子を監護養育することは大体に於て道德規範に一任されていたが、子が親に対する関係の親孝行については権力的規範によって維持してきた。中国の継受法たる。大宝律の「悪虐」「不孝」の罪においてのこれに対する刑罰は、父母を殺し又は殺そうとした者（悪虐）斬、父母を咒咀するもの、ては特に忠孝父母の喪に居て結婚する者（不孝）絞他下徒以上、といった規定であり、武家政治においてを励まし仇討等を美談とした。

「御定書百ヶ条」にも厳科として

1. 親殺し、引廻しの上 磔
1. 同、手負を為し候もの、並に打擲いたし候もの 磔
1. 同、切掛り打掛り候もの 死罪

といったように身震するような厳科である。儒教においても忠孝の思想を政治の具として奨励し武士道においても又尊重している。そして親子思想として親子道德、親孝行の思想が一切の道德価値の根元として伝えられてきた。こういった「親孝行」の思想は明治12年の教学大旨に「其幼少ノ始ニ、其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルモ非レハ、他の物事己ニ耳ニ入り、先入主トナル時ハ、後奈何トモ為ス可カラス」更に教育勅語で「克ク忠ニ克ク孝ニ」が教育の淵源とされた。大正デモクラシーで一時衰えたが、昭和に入って「国体の本義」「臣民の道」「戦陣訓」等に見られるように国家の力によって強力に国民の脳裡に焼付けて、ここに自然発生的でない親子思想を形成して親孝行についての一つのゆがみをつくってしまった。

このように、「親孝行」は国家的に保護育成して戦前まで維持してきた。一方子の「監護養育」(広い意味の扶養)については、道徳の問題、義利人情にまかせて子の保護規定を欠いていた。

一方近世欧来諸国の法律は、これとは趣を異にして、親子関係のうち子の「監護養育」という方面だけを抜き出して法律問題とし「親孝行」の問題は道徳に譲っている。

終戦を契機として、憲法上個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して法律を制定しなければならぬとして、その精神に基いて、民法の親族相続の面が全面的に改正された。然しながら、刑法においては、200条で「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」とし、所謂単純殺人たる199条「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス」と比較して尊属殺人については特にその量刑を重くしている。尙傷害致死罪についても205条で「身体傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス、自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ対シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス」と規定し尊属については特にその罰を重くしている。

では、この反対に尊属が直系卑属に対して、卑属殺人とか、卑属傷害を犯したる場合特に重い罰を科しているかと思うがそうでない。これはどう見ても一方交通である。憲法上の個人の尊厳においても又生命の価値の点からも解し難いことである。

更に教育基本法が従来の教育勅語に代位して、憲法を精神を吸取って然かも民主的に制定されてここで教育方針が打出された。

このような戦後の急激な諸変革特に教育的理念の変革が行われた。この民主化された教育方針によって教育されてきたところの現在の高校生と、戦前の教育方針によって培われてきた親との間において種々の問題が存在するのはむしろ当然であるといわねばならぬ。

これを現代の世相で見ると、子が未成年の時は親の親権に服して社会的にも左程問題はないとしても、子供が青年として独立した時に親子間の危機があり、家庭の緊張がある。

然しこの危機も、親が子を理解し、子が親を理解することによって克服の可能性が決る。それには、親子の間に如何なる断層が存在するかを知ることが肝要である。

これについて、次に述べるような質問紙法によって親が子に対する「監護養育」広い意味あいの「扶養」の経済的な側面と子が親に対する「親孝行」の道徳的な側面について調査考察して見た。尙「監護養育」については、これは親権の未成年の子の保護監督養育と財産の管理と云った内容であるが、更に未成年の子が成年に達した時の扶養に関する意義まで延長して私的扶養と公的扶養として社会保障についても親子間の意義を考察するようにした。

更に地域に於ける親子間の断層についても考察の対象とした。これは都市と農山村といった生活環境の相違又文化の落差によってもたらされる地域の断層である。

扶養については、民法では未成年の子を監護教育するための親の義務として親権があるが、旧民法では父(戸主)が行ったが、現在では父母の共同親権となった。これは子のために有利になったことである。

尙この調査による考察は書下し程度のものであるが、数字については、注意して真実の姿をそのまま表現しておいた。他日詳しいその分析についての完成を期したい。

又この調査及び統計については、東京教育大学心理学教室の間藤侑氏に及び教育大学学生大久保かや子、夏目稔氏に御協力していただいた事を深く感謝する。

Ⅱ 調 査

扶養に関する親子関係の調査

A 目 的

本調査の目的は、扶養及び財産相続等の問題に関して、その考え方や意義態度が、親子及び地域社会の間における断層というようなものにどのように現われているかを調査することを主とする。

B 実施期間

昭和35年9月初旬 予備テスト施行

昭和36年9月中旬 本調査実施

C 調査対象及び人員

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1) 都市の高校生 94 名 (内女子 52 名) | 5) 親の合計 286 名 (内母親 143 名) |
| 2) 都市の親 174 名 (内母親 87 名) | 6) 子の合計 150 名 (内女子 81 名) |
| 3) 農村の高校生 56 名 (内女子 29 名) | 7) 総 計 436 名 |
| 4) 農村の親 112 名 (内母親 56 名) | |

D 親の職業

- 1) 都市の場合は大部分がサラリーマン
- 2) 農村の場合は大部分が農業従事

E 評 価

- 1) 表中の数字は特別の注釈のない限りすべてパーセントで表わす。

〔質問Ⅰ〕 あなたは、成人した子供は法律的に親を扶養する義務があった方がよいと思いますか。

第 一 表

	都市親	農村親	都市子	農村子	親	子
(イ)あった方がよい	21.8 [%]	62.7 [%]	21.3 [%]	37.5 [%]	37.7 [%]	27.3 [%]
(ロ)ない方がよい	5.2	1.8	4.3	5.4	0.4	4.7
(ハ)扶養すべきだが法的規制不要	67.8	32.7	66.0	35.7	54.2	54.7
(ニ)よくわからない	1.2	2.7	5.3	19.6	0.2	11.0
無 答	4.0	0	3.2	1.8	0.2	2.7

- (結果) (1) 一般に最も多い意見は、(ハ) (扶養すべきだが法律で定める必要はない) という倫理的な面を重視した考えであるが、農村ではむしろ(イ) (あった方がよい) とするものが多く、特に親は63%もの多くが法的義務づけを望んでいる。(1) (ない方がよい) とするものはいずれの場合もごく僅かにすぎない。
- (2) 親子間の比較では、都市では全く差はないが、農村では可成り有意な相違が認められる。即ち親の方がより強く法的規制を望んでいることは農村の社会構成から考えてむしろ当然とも考えられるし、それに対して子は新しい考え方へと脱皮しつつあることを示していると言えるだろう。
- (3) 都市と農村の間には、親同士も子同士も(イ)と(ハ)に関しては明らかに逆の関係

があることがわかる。そして農村においては、家族主義的な生き方を守ろうとする意義がきわめて強く、反対に都市では、より自由な立場をとっていることが知られる。

- (4) しかしいずれにしても、子は親を扶養すべしという考えは、どの場合でも約90%を占めていることは、日本古来の親に対する道徳意識の流れが、まだまだ強いものであることを示している。

扶養については、民法第877条では「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養する義務がある」としてあり更に特別の事情あるときは、家庭裁判所は扶養範囲を拡大して三親等内の親族間にも扶養の義務を負わせることにしてある。この点については、法規定と社会意義とは一致しているといえるだろう。

〔質問Ⅱ〕 上の質問で（子は親を扶養すべし）と答えた人は、誰が扶養すべきだと思いますか。

第 2 表

	都市親 (153名)	農村親 (105名)	都市子 (83名)	農村子 (44名)	親 (254名)	子 (127名)
(イ)長子のみ	0.8%	41.9%	2.4%	18.2%	22.0%	7.9%
(ロ)子供全員	66.6%	37.2%	75.9%	61.4%	57.1%	70.9%
(ハ)親の望む子一人	0.8%	9.5%	7.2%	4.5%	8.7%	6.3%
(ニ)経済的に最も豊かなもの	13.2%	7.6%	14.5%	15.7%	14.6%	15.0%
無 答		3.8%			1.6%	

- (結果) (1) 一般に最も多い意見は(ロ) (子全員) であるが、農村ではやや(イ) (長子のみ) とする率も多くなり、特に親は42%を占めて最も多い。(ハ) (親の望む子一人) はいずれも一割に満たないが、(ニ) (経済的に最も豊かなもの) とするものも、平均して15%程見られる。
- (2) 親子間の比較では、都市では全く差は認められないが、農村では子は(イ) (長子) が18%、(ハ) (子全員) が16%であるのに対し、親は逆に(イ) (長子) が42% (ハ) (子全員) は37%になって、親子間の考え方の違いを明らかに示している。しかし、農村の子もまだ都市の親や子に比べて長子依存的な傾向をもっていることがわかる
- (3) 以上の結果から、この問題に関しては、親子間の相違よりもむしろ都市と農村という地域差の影響が大きい事が言えると思う。つまり農村に於ては、都市に比べやはり家族主義的或は長子中心的な考え方が支配的である。しかし尙、恐らくは学校教育による結果として農村の子も近代的意義に目ざめつつあると考えてよいだろう。

現代民法では、第873条「扶養をする義務のある者が数人居る場合において扶養すべき者の順序について当事者間に協議が調わないとき、または協議することができないときは、家庭裁判所がこれを定める」としてまず義務者同志の協議として円満の解決を、それが不能の場合権力的の行使を考えている。又扶養義務者の資力も考慮されるが、その他扶養の程度、又は方法等の細部につい

でも先ず協議で解決すべきでそれが不能のときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して家庭裁判所が、これを定めると規定している（第 879 条）扶養義務者の順位については、農村の実態とと都市の実態とは、当然生活環境によって異なってくる。農村は、現行では長子が家業である農業をついで親と同居する。それは農地という生産手段と生活の場所が一致しているからである。それに分家も農地の関係上不能である。それにひきかえ都市のサラリーマン生活では、働く場所が多種多様である。調査の結果でも全体としては子ども全員としてでてきているが、農村の親は長子のみが扶養義務を負うべきだとするものが42%で、農村の子においても子ども全員について18%を示している。然しながらここでも親子の意義の差があり農村の社会の解体が覗がわれる。都市は親子間の差は殆んどこの点には見られない。

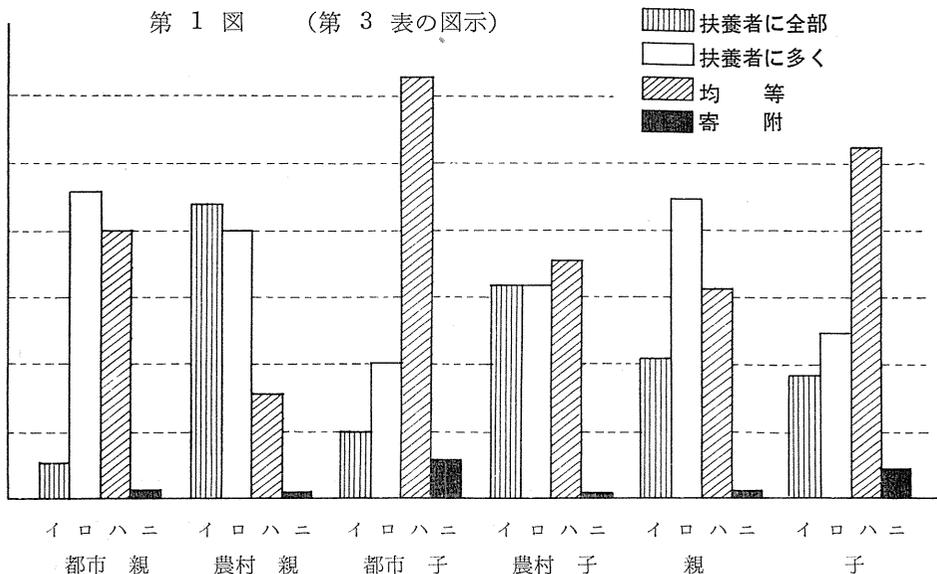
現行の民法上の協議により扶養義務者、順位程度、方法等を定めそれが不可能の場合はじめて法干渉する規定は事宜を得た方法であり「家庭に法は入らず」の事情を物語っている。

〔質問Ⅲ〕 子どもに財産を与える場合、誰に相続させたらよいと思いますか。

第 3 表

	都市親	農村親	都市子	農村子	親	子
(1) 扶養するものに全部	6.4%	43.6%	9.6%	32.2%	21.0%	18.0%
(2) 扶養するものに多く	47.3%	40.0%	20.2%	32.2%	44.5%	24.6%
(3) 扶養とは無関係に全部均等に	40.3%	16.4%	62.7%	35.7%	31.0%	52.7%
(4) 子には与えず社会事業に寄附	1.2%	0%	6.4%	0%	0.7%	4.0%
無 答	4.7%		1.1%		2.8%	0.7%

第 1 図 (第 3 表の図示)



(結果) (1) 全般的に共通な傾向はなく、地域の差、親子の差それぞれに有意なものが見

出される。

- (2) 親子間を比較すると、一般的に言って、子は(イ) (扶養とは無関係に均等相続) の考えが過半数を占め、(ロ) (扶養するものに多く)、(イ) (扶養するものに全部) の順であるが、親は(ロ)が約半数近く、次いで(イ)、(イ)の順になっている。
- (3) 都市の親子間では、子は(イ) (扶養と庶関係に) が63%もあり、(ロ) (扶養するものに多く) は20%にすぎないが、親ではむしろ(ロ)が43%となり(イ)は40%に減って逆の関係となっている。しかし両者共(イ) (扶養するものに全部は) きわめて少い。
- (4) 農村の親子間の相違は、都市のそれとは又様相を異にする。つまり、子は(イ) (扶養するものに全部) (ロ) (扶養するものに多く) (イ) (扶養と無関係に均等に) 共に殆んど $\frac{1}{3}$ ずつの同じ割合を示して意見が分れているが、親では(イ) (扶養と無関係に) は16%にすぎず、(イ) (扶養するものに全部) が44%に達し、(ロ) (扶養するものに多く) も40%を占める。尙(ニ) (社会事業に密附) は両者共全くない。
- (5) 都市と農村の間でも又、親同士、子同士で夫々大きなちがいが明らかにされているが、特に顕著な点は、都市では(イ) (扶養者に全部) がきわめて僅かで、一般的には(イ) (扶養と無関係に) が最も多いのに反し、農村では全く逆に、むしろ(イ) (扶養と無関係に) は最も少く、(イ) (扶養者に全部) が最も多くなっている。
- (6) 結局、この財産相続という問題は、直接生活と結びつく重大なものであるだけに、親子間にも、又地域間にもそれぞれ異なった意味において大きな考え方の差が存在することが明らかであり、世代の感覚の差と共に、生活環境 (つまり、サラリーマンの多い都市と、父祖代々の家と土地を守る農村 というような) の影響も又、きわめて重大であることが知られる。

民法上相続は、死亡によって開始され、相続人は、親等の近い者が優先し、親等同じ場合では、同順位で相続して被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。相続分については、男女の平等、個人の尊厳より諸子均分相続であるが、遺言で多少の親の意志も介在する程度である。

調査にあらわれたところでは、親は (扶養する者に全部若しくは多く) が66%の多数を占めているに反し、子は (扶養とは無関係に) が53%を占めている。諸子均分相続の趣旨には子供の意識が近いのであるが、農村の子は、この点都市の親より立法の趣旨からは遠ざかっている。

これは、農村の農地相続等に見られるように家を継ぐ子が、遺産を包括して承継して他の子供には教育費その他の方法で生計を維持してやり農地その他の相続を他の子は放棄して農地の細分を防ぐ手段に出ている実態よりこのような結果が現われたのではなからうか。ただし、親としても、直系卑族と配偶者が相続人となる場合、 $\frac{1}{3}$ の相続分があるので自分が扶養される時はこれが担保になるからこの点心配はないと思われる。相続の規定は、法としては進歩的で、都市の子、都市の親、農村の子、農村の親の順序に進歩的意義の段階を追っている。

〔質問Ⅳ〕 親が年老いた時、あなたは親に対してどんな事をしてやりたいと思います

か。(あなたが年老いたとき、あなたは子にどんな事をしてほしいと望みますか)

第 4 表

	都市親	農村親	都市子	農村子	親	子
(イ) 経済的面倒のみ	7.5%	3.9%	5.3%	3.6%	8.1%	4.7%
(ロ) 精神的面倒だけ	43.3	3.6	17.0	19.6	28.0	18.0
(ハ) 物心両面	31.2	57.1	74.5	53.5	41.4	66.7
(ニ) 世話不用	10.4	0.9	1.1	1.8	6.7	1.3
無 答	7.5	30.4	2.1	21.4	16.5	9.3

- (結果) (1) 全般的に見て最も多いものは(ハ) (物心両面の面倒を見る (見てもらう)) であり、(経済的な面倒だけ) や (面倒を見ることは不要) は非常に少ない。
- (2) 親子間をみると、農村では(ロ) (精神面のみ) に関して子が20%もあるのに、親はそれを希望するものが4%不足である事以外は大きな差は見られず、共に(物心両面) が過半数を占めている。しかし都市に関しては、親は(精神面のみ) が43%で最も多く、(物心両面) は31%しか無いのに対して、子はむしろ(物心両面) が75%もあって(精神面のみ) は僅かに17%にすぎない事は非常に興味ある事実である。しかも(世話不用) と答えたものが、他の場合は1、2名にすぎないのに、都市の親では1割以上もある。
- (3) 都市と農村の間では、親同士は逆の関係になっているが、子同士には差は殆んどない。
- (4) 以上の事から、都市の親は、農村の親はもちろん、都市の子に比較してさへも、はるかに近代的精神にめざめ、現実面に立脚して老後の自立をしっかりと考えていることの裏付けが、又他方の側でも、「親孝行」の自然的発生がうかがわれるような気がする。

法律上の扶養は、経済的な扶養であるが、当然精神面もともなうはずである。

次に各々の回答についてその理由を見ることにする。表中の数字は(ハ)の理由(% で示す)を除き、すべて頻数である。

第 4 表 b 〔Ⅳ〕の(イ) (経済的面倒だけの) 理由

	都市親 (18名)	農村親 (15名)	都市子 (9名)	農村子 (2名)	親 (33名)	子 (8名)
(1) 精神的なことまで 世話は不用	5	0	1	0	5	1
(2) 経済的援助は当然	2	8	1	2	10	3
(3) 親だけは経済的に 無理	6	4	2	0	10	2
(4) 経済的にさえ世話す ればあとはやれる	5	3	2	0	8	2

(結果) 農村の親で(経済的援助は当然)とするものが他に比べて多いことは、やはり一

つの傾向を暗示しているように思う。

第4表 c (Ⅳ)の(ロ) (精神面だけでいたわる)の理由

	都市父 (47名)	都市母 (36名)	農村親 (4名)	親 (87名)	都市子 (17名)	農村子 (11名)	子 (28名)
(1) 経済的にはやってゆける	30名	9名	4名	43名	10名	4名	14名
(2) 親 経済的援助は気の毒	17	27	0	44			
(2) 子 精神的支えだけで親は満足(子)					4	5	9
(3) 子 経済的に親を世話する余裕なし(子)					3	2	5

(結果) (1) 子では一般に余り差はない。

(2) 親に関しては、都市の父親と母親の間に全く逆の理由付けが行われている。つまり、父親は(1) (経済的にはやってゆける) が約 $\frac{3}{5}$ を占めるのに対し、母親は(2) (経済的な世話は気の毒) という理由が $\frac{3}{4}$ もあって、(1)は $\frac{1}{4}$ にすぎない。つまり、父親は経済的基盤或は理性的見地から、母親はむしろ感情的、情意的な見地から回答したように思われる。

第4表 d (物心両面の世話)の理由

	都市親 (55名)	農村親 (72名)	都市子 (91名)	農村子 (43名)	男子 (55名)	女子 (69名)	親 (129名)	子 (124名)
(1) 今まで子を育てたのだから当然	3.6%	21.0%	27.5%	25.5%	27.2%	16.0%	13.4%	29.0%
(2) 経済的にも無理だし、淋しい	7.3	21.0	29.6	21.0	33.0	26.0	15.0	29.0
(3) 親子の情として当然	89.0	57.0	43.0	53.5	40.0	58.0	71.0	42.0
(4) 子は自分の生活を犠牲にしてもみるべし	0	1.3	0	0	0	0	0.8	0

(結果) (1) 全般的に見て(3) (親子の情として当然) とするものが最も多いが、親では(1) (今まで面倒を見て来たのだから当然) と (経済的にも無理だし、淋しい) とが共に約15%にすぎないのに反し、子の方では共に約30%と、倍になっているのは一応興味あることである。又農村の親1名を除きいずれの場合も(4) (子は自分の生活を犠牲にしても親をみるべし) が全くないことは、戦後の倫理観の変遷がうかがい知られる。

(2) 親子間については、農村では殆んど変りはないが、都市では、親は(3) (親子の情として当然) と考えるものが90%と圧倒的に多く、(1) (今まで世話をうけたから当然) と(2) (経済的に無理と淋しさ) はそれぞれ4%、7%ときわめて少ないのに反し、子は(3)が43%、(2)が30%、(1)が28%と分散している。

(3) 都市と農村を比べると子同士では殆んど差はないが、親同士では、都市の親子間と同じような傾向が見出される。

(4) 男子と女子を比べてみても、やはりお互いの考え方に夫々の傾向があるように思う。

第4表 e 〔Ⅳ〕(何ら面倒をみる必要なし)の理由

	都市親 (29名)	農村親 (6名)	都市子 (1名)	農村子 (1名)	親 (30名)	子 (2名)
(1) いつまでも子にたよるのはよくない	5	0	0	0	5	0
(2) 子には子の生活親子がある	3	1	0	0	4	0
(3) 社会保障に頼る			1	1		2
親物心とも頼る必要なし	21	0			21	

(結果) 回答数が少いため問題をとりあげるに至らないが、都市の親が(物心共にたよる必要がない)とするものが約 $\frac{3}{4}$ (21名)もいる事は、都市の親の一つの心構えを知る材料にもなると思われる。

〔質問Ⅴ〕〔Ⅳ〕の質問で(イ)又は(ロ)、つまり「経済的に面倒をみて上げたい」(もらいたい)に回答した人は、その経済的援助はだれがすべきだと思いますか。

第5表

	都市親 (80名)	農村親 (111名)	都市子 (78名)	農村子 (57名)	農村男子 (27名)	農村女子 (29名)	親 (191名)	子 (125名)
(イ) 長子	8.8%	53.1%	0%	7.0%	10.7%	3.5%	34.6%	3.2%
(ロ) 長子に限らず生活に余裕あるもの	21.2	16.2	15.4	15.3	21.4	10.3	18.3	16.8
(ハ) 子全員均等に	6.2	2.7	9.0	26.3	32.1	20.6	4.2	17.6
(ニ) 子全員生活状態に応じ	58.9	18.9	69.2	29.8	10.7	48.3	35.6	48.8
無答	5.0	9.0	6.4	21.0	2.5	17.2	7.3	13.6

(結果) (1) 全般的にみて(ニ) (子全員生活状態に応じ) が最も多いが、子の場合(ハ) (子全員均等に) も比較的多く、(イ) (長子) はきわめて少いのに対し、親では(イ) 長子もかなり多く、反対に(ハ) (子全員均等に) は殆んどない。

(2) 親子間を比べると、都市では大きな差はないのに反し、農村では親は(イ) (長子) が53%と過半数を占め、(ニ) (子全員生活に応じ) は20%足らず、(ハ) (子全員均等に) は僅か3%にも達しないのに反し、子は逆に(イ)は僅か7%しかなく(ハ)、(ニ)がそれぞれ約30%近い。

このことから、農村の親の間では、やはりまだ長子中心的な傾向が根強く残っていることがわかるが、農村の家庭生活或は経済生活を考えるとき、このような結果も予想され得るであろう。

(3) 都市と農村を比べると、親同士については、農村の親子以上の全く逆の関係を示しているし、子同士でも、(ハ)、(ニ)に関してやや考え方の相違が見られるが親同士ほどではない。

(4) 農村の男子と女子との間にも、考え方かなりの相違が見られる。男子は(ハ) (子全員均等に) が32%、次に(ロ) (長子に限らず生活に余裕あるもの) が21%他は約10%であるのに対し、女子では、(ニ) (子全員生活に応じ) が48%と半数近くを占め、(ハ)は21%、(ロ)は10%、(イ) (長子) は僅か3% (1名) にすぎな

い。このことから考えると、農村の前近代的な家族制度に対しては、むしろ女子の方がより進歩的な考え方をしており、又、より現実的でもあるように思われる。この差は、農村における将来の生活の座が男子は比較的安定し、女子の方は不安定であることにも原因するのであろうか。

〔質問Ⅵ〕 子の結婚後の親と子の同居の問題についてどう考えるか。

第 6 表

	都市親	農村親	都市子	農村子	親	子
(イ) 長子夫妻は同居	9.8	52.3	2.1	14.3	26.2	6.7
(ロ) 子夫妻のだけかは同居	9.8	15.3	23.4	28.6	11.8	25.4
(ハ) 遠くに別居	5.7	3.6	9.6	12.5	4.9	11.0
(ニ) 近くに別居	59.8	14.4	56.4	33.9	42.0	48.0
(ホ) 同じ家において生活は別	10.9	12.6	7.5	8.9	11.5	8.5
無 答	4.0	1.8	1.1	1.8	3.1	1.3

(結果) (1) 全般的にみて最も多いものは、(ニ) (近くに別居) で、約半数に近い。又、(ハ) (遠くに別居) や(ホ) (同じ家において生活は別) は殆んど10%内外で少い。

(2) 親子間では、都市については、一般的には大きな相違はないが、(1) (長男夫妻は同居) と(ロ) (子夫妻のだけかは同居) の二つについて、親は両者共約10%だが、子では(イ)は殆んどなく(ロ)が23%とやや多くなっている。しかし農村に関しては、親子の間にかかなりの差が認められる。即ち、親は(イ) (長男夫妻は同居) が過半数を占め、他はせいぜい14.5%にすぎず、特に(ハ) (遠くに別居) と考えるものは僅かに4も満たないのに反し、子は(イ)は14%とはるかに少く、(ロ)の29%、(ニ)の34%と都市の子に近い傾向を示し、(ハ)とするものも13%もいる。ここからもやはり、農村の親の長子中心的な家族主義的傾向が明らかである。

(3) 都市と農村を比較しても、全般的には上述の事が言われる。親同士の間では、都市の子が全く逆な事はもちろん言うまでもないが、子同士においてさえも、都市の子は(イ) (長男夫妻は同居) が2%にすぎないのに、農村の子はまだ14%も存在していることはやはり等村という封鎖的社会環境に育ったものの一つの傾向であるといえる。

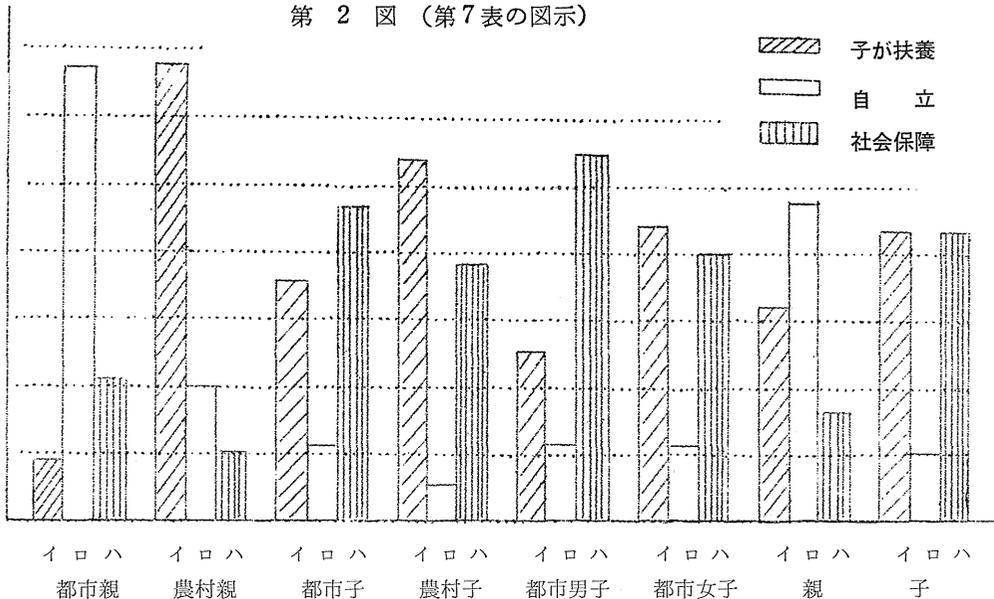
西欧的な夫婦中心の考え方に民法が改正されたが、この点については、都市の子、都市の親、農村の子、農村の親の順序を追って近代的家庭への意義がうかがえる。農村の親は何といても親子中心であり、親の中でも父、その中でも長男中心の考え方は頑固として脱皮出来ない。農村の子には、何とか近代家庭の建設への意欲がうかがえるが、生活環境にひきずられている現況であろう。

〔質問Ⅶ〕 あなたはあなたの (あなたの親) の老後の生活問題をどういうふうに解決したいと思いますか。

第 7 表

	都市親	農村親	都市子	農村子	都市男子	都市女子	親	子
(イ) 子が扶養	8.7	67.0	36.2	53.5	26.0	44.0	31.8	42.5
(ロ) 予め準備し、自立	66.0	19.5	12.0	5.4	11.9	12.0	47.5	9.8
(ハ) 社会保障を望む	21.0	10.0	47.0	37.5	55.0	40.0	16.8	43.0
無 答	4.6	3.6	5.4	3.6	7.1	4.0	7.0	4.7

第 2 図 (第 7 表の図示)



- (結果) (1) 全般的に見て親は(ロ) (自立) が48%を占め、(イ) (子の扶養を望む) が32%、(ハ) (社会保障を望む) が17%であるのに反し、子は逆に(ロ) (自立を望む) は僅か10%にすぎず、(イ) (子が扶養する)、(ハ) (社会保障) がともに43%と逆の傾向を示している。
- (2) 都市の親子間を比べてみると、親は子の扶養を望むものが、1割にも満たず約3%が予め準備して自立するという態度を示しているのに反し、子は約半数近くが社会保障に期待し、又3/5以上が親の扶養を考えていて、親の自立を望むものは僅か12%にすぎないことは、非常に興味あることである。これは、親はより身近な現実感として、しかも進歩的な考え方でそれをとらえているのに対し子は理想主義的な、しかも一面倫理的なとらえ方で考えている結果であるかもしれない。
- (3) 農村の親子に関しては又少し異なる。ここでは両者共に(イ) (子が扶養) が過半数で、親は67%、子は54%に達する。しかし(ロ) (自立) と(ハ) (社会保障) に関しては、都市の親子と類似した傾向を示している。
- (4) 都市と農村を比較してみても、親同士は全く逆の対照を示し、都市は自立、農村は依存というはっきりした傾向が明らかであり、やはり都市の方が、近代

的な生活感覚をより強くもっていることが知らざる。子同士の間では顕著ではないが、やはりそれを暗示するような結果もみられる。しかし農村の子も、親とは明らかに異質であり、教育の効果或は青年の理想主義的傾向うかがい知ることができる。

- (5) 都市の男子と女子についても興味ある事実が知られる。即ち、男子は一般的な都市の子の傾向に近いのに対し、女子は(イ) (社会保障) も多く40%を占めるが、(イ) (子が扶養) が44%もあって最も多いことは、理想主義的であるよりはむしろ倫理的な日本の女性の一般的傾向を暗示しているようにも思われる。

ここで注目すべきは、社会保障を望む者が多いことである。日本の社会保障立法は生活保護法の改正及び国民年金法の制定と近年充実してきた。又内閣でもその政策の三つの柱の一つとして生活保障を唱えている。そのような社会の風潮がこの調査にもあらわれているし期待しているのであろう。現在の傾向も私的扶養より公的扶養にと移行すべきであるが現段階は、私的扶養が第一でそれで充足されない場合公的扶養となっている。

〔質問Ⅷ〕 現在の養老院の施設、待遇などが充分に改善された場合、あなたは（あなたは親）が養老院で過ごすことについてどう考えますか。

第 8 表 a (親)

	都 市 親	農 村 親	親
(イ) すごしたい	30.0	14.4	23.8
(ロ) すごしたくない	62.0	62.0	62.2
無 答	7.9	23.5	13.7

(結果) (ロ) (すごしたくない) と考えるものがやはり $\frac{2}{3}$ 近くを占めており、地域の差も殆んどないが、(イ) (すごしたい) とするものも都市では50%、農村でも14%もあることは、新しい親の傾向として注目してよいことであろう。

第 8 表 b (子)

	都市子	農村子	男 子	女 子	子
(イ) すごすべきである	5.3	0	5.8	1.2	3.3
(ロ) すごした方がよい	5.3	8.9	7.3	6.2	6.7
(ハ) すごさせたくない	26.7	53.5	23.2	48.0	36.8
(ニ) 親の自由に任せる	62.7	17.8	49.0	43.0	46.0
無 答	0	19.6	14.5	12.4	7.3

(結果) (1) 全般的にみて、(ニ) (自由意志に任せる) が46%で最も多く次いで(ハ) (やりたくない) が37%を占め、(イ) (すごすべきである) と(ロ) (すごした方がよい) は合計しても10%にすぎず、やはり養老院にはやりたいと思うものが少い事を示している。親の一般傾向と考え合せ多少興味ある結果もみられる。

- (2) 都市と農村では、都市は自由に任せるものが63%もあるのに、農村では18%

足らずであり、しかも(1) (すごさせたくない) と積極的に養老院行きを否定しているものが54%もあって、都市の場合の2倍以上にも達している。

(3) 男子と女子を比べてみても都市と農村の間と同じような傾向が知られるが、ここからもやはり女子の方が親子の関係というものに、より感情的な判断傾向を持っていることがうかがい知れる。

第 8 表 c (親 すごしたいと思う) の理由

	都市親 (77名)	農村親 (17名)	父 親 (42名)	母 親 (57名)	親 (99名)
(1) 老人の仲間が多い	3.9%	11.8%	2.4%	7.1%	5.0%
(2) 自由、きままに暮せる	10.4	11.8	9.5	10.5	10.1
(3) 子夫婦とのいざこざをさける	11.6	23.6	11.8	14.0	13.1
(4) 子に迷惑をかけたたくない	40.1	11.8	24.0	40.1	33.2
(5) 社会 保障 の 理 想	33.8	41.2	52.0	28.0	38.2

(結果) (1) 全般的にみて、(5) (それが社会保障として理想的なあり方だから) とするものが最も多いが、(4) (子に迷惑をかけたたくない) とするものも殆んど同じ位ある。そしてどの場合でも、(1) (仲間が多い)、(2) (自由に暮せる)、(子夫婦とのいざこざをさける) などの理由は少い。

(2) 都市と農村の比較では、農村の頻数が少いためはっきりした事はわからない。

(3) 父親と母親を比べてみると、父親は(5) (社会保障の理想) が過半数を占め、(4) (子への迷惑) は1/4であるのに反し、母親は丁度逆に(4)が40%を占め、(5)は28%である。ここからも、父親の方がより近代的、進歩的な考え方をとっているのに対し、母親はやはり情的な考え方を持っているがうかがわれる。

第 8 表 d (親 すごしたくない) の理由

	都市親 (142名)	農村親 (105名)	父 親 (114名)	母 親 (133名)	親 (247名)
(1) 老人のみは陰気	4.9%	1.0%	2.6%	3.7%	3.2%
(2) 若い人と一緒にいたい	14.1	23.8	21.0	15.8	18.4
(3) 子とはなれるのは淋しい	25.4	31.4	25.4	30.0	28.0
(4) 自由に暮したい	24.6	16.2	22.8	19.5	21.0
(5) 自分で充分やれる	23.3	6.7	21.0	12.0	16.2
(6) 子に扶養してもらいたい	2.1	21.0	7.0	12.8	10.1
無 答	5.6	0	0	6.0	3.2

(結果) (1) 全般的にみて、(3) (子とはなれるのは淋しい) とするものが最も多く、(1) (老人のみは陰気) と(6) (子に扶養してもらいたい) とするものは比較的少く、他の理由は大体20%前後で同じ位である。やはり何といっても一人ぼっち

の淋しさを感じずる親が多いようである。

- (2) 都市と農村を比べても、全般的な傾向はそれほど変りはないが、ただ都市では、(5) (自立できるから) が約 $\frac{1}{4}$ もあり、(6) (扶養を望む) とするものは僅か2%にすぎないのに、農村では逆に扶養を望むものが21%もあり、自立できるからとするものは7%にすぎない事は、サラリーマンを主とする都市と、農家を主とする農村との生活環境の差による一つの特徴であろう。
- (3) 父親と母親との間にも、自立と扶養に関して都市と農村の関係とやや似た傾向を示すが、それほど明らかではなく、一般傾向は差がない。

第8表 e (子 すごすべきである) f (子 すごした方がよい) 理由

	都市子 (5)	農村子 (0)
(1) 社会保障の理想だから	5	0
(2) 子に迷惑をかけるべきでない	0	0
(3) 子とのいざこざをさける	0	0

	都市子 (8)	農村子 (5)
(1) 老人の仲間が多くいる	3	1
(2) その方が自由にらせる	2	2
(3) 子とのいざこざもない	3	1
無 答	0	1

(結果) 共に頻数少く、問題にできない。

第8表 g (子 すごさせたくない) 理由

	都市子 (33名)	農村子 (40名)	男子 (19名)	女子 (54名)	子 (73名)
(1) 老人だけでは陰気	9.1%	7.5%	15.8%	5.6%	8.2%
(2) 子とはなれるのは淋しいだろう	21.2	25.0	26.3	22.2	23.3
(3) 自由に暮させたい	36.4	35.0	42.1	33.4	35.6
(4) 外聞が悪い	3.0	0	0	1.8	1.4
(5) 子の扶養は当然	30.3	32.5	15.8	37.0	31.5

(結果) (1) 一般的傾向としては、(3) (自由に暮させたい)、(5) (親が扶養するのは当然) とするものが共に約 $\frac{1}{3}$ ずつあり、次いで(2) (子とはなれるのは淋しいだろう) が約 $\frac{1}{4}$ ほどある。しかし(1) (老人だけでは陰気だから) や (外聞が悪いから) などの理由は非常に少ない。

(2) 都市と農村とを比べても殆んど差はない。

(3) 男子と女子を比べると、(3)と(5)に関してやや考え方の相違を認める。即ち、男子は(3) (自由に暮させたい) が42%と多く、(5) (子の扶養が当然) とするものは僅かに16%すぎないのに、女子では逆に、扶養が37%にも増加しているがこれからも女子の方がより情的にこの問題をとらえているように思われる。

〔質問Ⅸ〕 あなたは、一般に親の生活は親だけのもの、子の生活は子だけのものとはっきり割りきって考える考え方についてどう思いますか。

イ) 非常に合理的でよい。

ロ) 合理的ではあるが何か感情的に多少物足りないものを感じる。

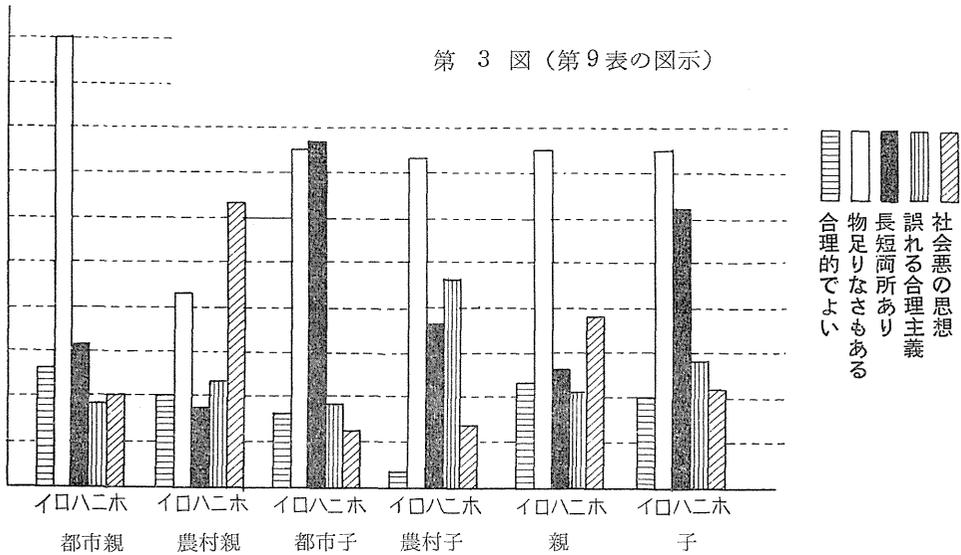
- ハ) 良い面もあるが、余りに合理的で反撥を感ずる面もある。
- ニ) 親子の情などの一かけらも感じられない誤った合理主義である。
- ホ) このような利己主義的考えは、望ましい親子関係を破壊し、ひいては社会の善良な風俗を乱すものでありとうてい承知できない。

第 9 表

	都市親	農村親	都市子	農村子	親	子
(イ) 合理的でよい	13.0	10.0	7.6	1.8	12.0	5.0
(ロ) 多少物足りない	49.5	22.0	38.0	37.0	38.0	38.0
(ハ) 善悪長短両面あり	16.0	9.0	39.0	17.5	13.0	31.0
(ニ) 誤った合理主義	9.0	12.0	8.7	22.8	10.5	14.0
(ホ) 社会悪である	10.0	32.0	5.5	7.0	18.6	6.0
無 答	2.0	14.0	1.1	14.1	7.1	6.0

前の表をグラフに表わす、尚、質問Ⅸは扶養とは直接関係はないが本調査に対する都市や農村或は親子それぞれの回答の背景となる一つの心理的側面をうかがわんとする意図で試みたものである。

第 3 図 (第 9 表の図示)



(結果) ここで五つの選択肢があるが、現代日本の社会にあてはめてみて、進歩的、合理的であり且最も好ましい傾向を一応(ロ) (合理的ではあるが、感情的に多少割り切れない)とし、又(ニ) (誤まれる合理主義)及び(ホ) (社会悪の思想)と考えるのは前近代的或は保守的傾向と判断することを前提として以下簡単に考察する。

- (1) 全般的にみて最も多いものは(ロ) (合理的ではあるが、感情的に物足りない面もある)で40%近くを占める。
- (2) 親子間を比べると、一般的には(ロ)が38%で最高であるが、次は、(ホ) (社会悪の意

想)とするものが約20%を占め、他は大体12.3%であるが、子は(ロ)の38%で最高は変りはないが、次で(イ) (長短両面あり)とするものも31%の多くを数え、次いで(ハ) (誤れる合理主義)で14%であるが、(イ) (合理的でよい)と(ホ) (社会悪の思想)とするものは一割に満たない。

ここからも、やはり親の方がやや保守的傾向であることが知られる。

- (3) 都市の親子については、それぞれ一般的親子の傾向と大体似ている。
- (4) 農村の親子を比べると、ここには明らかな相違が見られる。即ち、子は(ニ)が23%もあるが、過半数は(ロ)、(イ)で占め、(ホ)は7%にすぎず大体中庸的な考えを示しているのに反し、親は(ホ)が32%で最も多く、(ニ)も12%もあって保守的な傾向の割合が約半数近くに達している。
- (5) 都市と農村を比べてみると、まず親について、非常に顕著な相違はやはり(ホ) (社会悪の思想)についてであり、都市では10%にすぎないのに、農村での割合はその3倍以上に達している。親についてみてもやや似た関係が見出される。しかしそれは(ホ)に関してではなく(ハ) (誤れる合理主義)についてであり、都市では10%未満であるのに農村では約3倍近い割合を石し、結局全般的に眺めても、都市の方がやはり、農村に比べて進歩的傾向を持っていることが明らかである。
- (6) 以上の結果は、やはり本調査の一般的傾向と合致し、その合理的背景を裏づけるものであることが明らかである。

Ⅲ 結 論

〔全般的考察〕

今迄述べてきた結果を総合的に考察すると、いろいろの点が明らかになるが、以下それらを箇条書にまとめてみる。

- 1) 予想に反して、全般的傾向における親子の間の考え方の断層は、明らかではない。
- 2) 特に都市の親子の間には、少なくとも本調査の問題に関しては、意識態度についての相違は認められない。むしろ都市の親は、殆んどがサラリーマンであるというような生活条件と、他方マスコミ等による絶えざる啓蒙の結果、予期以上に、現実面にしっかりと足をすえた進歩的、合理主義的考えを積極的に取り入れていこうとする意欲が明らかにかがわれる。
- 3) しかし又、農村の親は先祖代々の家と土地を守って暮すべき運命にある農家が大部分であれば、必然的にその意識態度も、保守的であり、家族主義的、長子中心的な色をおびるのであろう。こうして、都市一般と農村一般との間には、その生活環境の相違による意識の相違が、はっきりと一線を画して明らかとなるのである。
- 4) しかし、農村の子は、その環境社会の影響にまだまだ強く支配されながらも、学校教育やマスコミの影響を受けて、近代的意識にめざめつつある過程の中において、都市と農村の親との中間的な傾向を示している。ここに農村における親子の思想的断層が示されている。つまり農村においては、親子の間の考え方に予期されたような相違が見られたのである。

- 5) 尙、倫理的傾向特に親孝行の倫理に関しては、それを守ろうとする流れが、少なくとも本調査の対象とした生徒達には、強く認められたことは、むしろ意外とも思われる程であり、日本の普通の家庭においては、このような倫理思想は自然的に、何の抵抗なく発生して来ているのではないかと感じられた。
- 6) 又、社会全体の考え方を合理的に、近代的に転換し、おし進めて行く為に、絶えざる啓蒙と教育的措置は、きわめて重大な意義を有することが明らかであり、扶養とか財産相続などの問題に関するのみでなく、広く一般の社会的思潮に対しても、教育による大きな効果が期待されるのである。特に農村の非近代的意義が顕著である点から、農山村の文化水準を都市的文化水準まで昂揚させる事が肝要である。農村社会の封鎖的社会を打破して開放的な社会を創造することであろう。如何に学校教育を充実させても家庭に於ける障壁によって遮ぎられては教育の効果は半減される。農村の社会的基盤の文化水準を向上させるような政治、経済、文化、教育のよりよい施策が必要とされるわけである。
- 7) 最後に扶養について今後への示唆と思われるものをつけ加えておこう。扶養については、これを私的扶養と、公的扶養にわけられる。私的扶養は生活保持の義務と生活扶助の扶養義務に分類される。前者は夫婦、親子の間において、一碗の飯も分けて喰べあう義務であり、後者は、自己の地位と生活を犠牲にすることなき程度に他を助け助くる義務である。然しながら生活保持の義務も、夫婦、親子の基盤として一体的共同があることに由来しているのであるから、別居する夫婦、親子の間には、生活保持の義務はなくむしろ生活扶助の義務に親近感がもたれる。又この生活扶助も親族共同体より国家若しくは地方公共団体の公的扶助にと移行される運命にある。この調査においてもこの社会保障的の扶養についての願望が明らかにかがえるが、一方この保障のための社会保障立法である新生活保護法（昭和25年法律144号）や国民年金法（昭和34年法律141号）等の充実発展が期待されているのである。

質 問 票 (親)

この調査は「扶養」に対する教育的研究の大切な調査です。

個人の経果を公表することは決してありませんから安心して思っている通りまじめに書いて下さい。

回答方法はすべて○をつけるだけですから、それぞれの問題に応じて、適当な番号あるいは記号を○で囲んで下さい。

1. あなたの職業 {公務員、教頭、会社員、商業、農業、その他 () 主婦}
2. " 年令 (才) 男 女
3. " 学歴 {小、高小、中、高女、高、専、大、その他 () }

I あなたは成人した子どもは、法律的に親を扶養する義務があった方およいと意ですか、次の中の一つを○で囲んで下さい。

- イ あった方がよい ロ ない方がよい
ハ 扶養すべきではあるが法律で定める必要はない。 ニ よくわからない

II 上の問題で「イ」又は「ハ」に回答した人は次の中のどれが扶養すべきだと思いますか。

- イ 長子だけ ロ 子ども全員 ハ 子どもの中の親が望むだけか1人
ニ 経済的に最も豊かなものだけ

III あなたは子どもに財産を与える場合、次の中の誰に相続させたらよいと思いますか。

- イ 親を扶養するものに全部与える ロ 親を扶養するものに多く与える
ハ 親の扶養とは無関係に、子ども全部に均等に与える
ニ 子どもに与えないで、社会事業などに寄附する

IV あなたが年老いた時、あなたのお子さんに対して次の中のどんなことを望みますか。

理由は2つ以上○をつけてもかまいません (イ、ロ、ハ、ニの内)

イ 経済的な面だけを見ればよい。

- (理由) 1. 精神的なことにまで子供に面倒をかけたくないと思うから
2. 子が親の老後、経済的な援助をすることは当然だと思うから
3. 老後は、経済的にやっていけないから
4. 経済的に面倒をみてもらえば、大抵のことはやってゆけるから

ロ 精神的な面でいたわってくれるだけでよい。

- (理由) 1. 経済的にやってゆけるから
2. 子供に経済的な面倒まで見させるのは気の毒だから

ハ 物心両面の面倒をみてほしい。

- (理由) 1. 今まで子供を精神的にも物質的にも面倒をみて来たのだから今度子供がそうするのは当然であるから
2. 老後は経済的にやってゆけないし、淋しいから、いたわっても欲しいから
3. 親子の情として当然物心両面で助け合うべきものだと思うから
4. 子供は自分の生活を犠牲にしても親の面倒をみるべきであるから

ニ 何ら面倒をみてもらわなくてもよい。

- (理由) 1. いつまでも子供にたよっているのはよくないと思うから

2. 精神的にも物質的にもたよる必要がないから

3. 子供には子供の生活があるから

V 上の問題で「イ」又は「ハ」（つまり、面倒をみてほしい）に答した人はその経済的援助を次の中の誰にしてほしいと思いますか。

イ 長男

ロ 長男と限らず生活に余裕のあるもの

ハ 子が全員均等に

ニ 子が全員その生活状態に応じて

VI 子どもが結婚した場合、あなたは子供との同居の問題についてどう考えますか（病気などの特殊な場合を除いて考えて下さい）

イ 長男夫婦は同居すべきである

ロ 子夫婦の誰かは同居した方がよい

ハ 遠くに別居した方がよい

ニ 近くに別居した方がよい

ホ 同じ家に住んで、生活（例えば、部屋や台所など）は別にした方がよい。

VII あなたはあなたの老後の生活問題をどういう風に解決したいと思いますか。最も望ましいものを○で囲んで下さい。

イ 子が扶養してほしい

ロ 老後のために準備しておき、身内のものに世話にならないようにしたい

ハ 国又は地方公共団体が老後の生活を保障してほしい

VIII あなたは年老いてから養老院で過ごすことについてどう思いますか。次のことについて答えて下さい。

現在の養老院の施設、待遇等が十分に改善された場合、あなたは養老院で過ごすのもよいと思いますか。理由は2つ以上○で囲んでもかまいません。

イ 思う(理由) 1. 老人の仲間が多くいるから

2. 自由、気ままにらせるから

3. 子供夫婦とのいざこざをさけるため

4. 子供にめいわくをかけたくないから

5. それが社会保障として理想的なありかたであるから

ロ 思わない(理由) 1. 老人同士だけでは陰気だから

2. 老人ばかりと生活するより、若い人と一語にしたいから

3. 子どもと、はなれるのは淋しいから

4. 自由、気ままに暮らしたいから

5. 自分で充分にやってゆけるから

6. 子供に扶養してもらいたいから

IX あなたは一般に親の生活は親のもの、子の生活は子だけのもの、はっきり割り切って考える考え方についてどう思いますか。

イ 非常に合理的で良いと思う

ロ 合理的ではあるが、何か感情的に多少物足りないものを感じる

ハ 良い面もあるが、余りにも合理的で反ばつを感じる面もある

- ニ 親子の情などの一かけも感じられない。誤った合理主義だと思う
ホ このような利己主義な考え方は、望ましい親子の関係を破壊し、ひいては社会の善良な風俗を乱すもので到底承知できない。

質 問 調 査 票 (子)

年令 (才) 男 女

この調査は「扶養」に関する教育的関係の大切な調査です。

個人の結果を発表することは決してありませんから、安心して思っている通りのことをまじめに書いて下さい。

回答方法はすべて○をつけるだけですから、それぞれの問題に応じて、適当な記号或は番号を○で囲んで下さい。

〔I〕 あなたは、成人した子どもは法律的に親を扶養する義務があった方がよいと思いませんか。次の中の一つを○で囲んで下さい。

- イ あった方がよい ロ ない方がよい
ハ 扶養すべきではあるが法律で定める必要はない
ニ よくわからない

〔II〕 上の質問で「イ」又は「ハ」に回答した人は、次の中のだれが扶養すべきだと思いますか。

- イ 長子だけ ロ 子ども全員 ハ 子どもの中の親が望むだれか一人
ニ 経済的に最も豊かなものだけ

〔III〕 親が子どもに財産を与える場合、次の中のだれに相続させたらよいとあなたは思いますか。

- イ 親を扶養するものに全部与える ロ 親を扶養するものに多く与える
ハ 親の扶養とは無関係に、子ども全部に均等に与える
ニ 子どもに与えないで、社会事業などに寄附する

〔IV〕 親が年老いた時、あなたは親に対して次の中のどんなことをしてあげたいと思いませんか。イ～ニの中で一つだけに○をつけ、更にその理由(2つ以上○をつけてもよい)に○をつけて下さい。

- イ 経済的な面だけを見ればよい。

(その理由)

1. 精神的なことにまで子どもに面倒をかけてもらいたくない
 2. 親の老後、経済的な援助をするのは当然と思うから
 3. 老後は親だけでは経済的にやってゆけないから
 4. 経済的にさえ面倒をみてあげれば大抵のことはやってゆけると思うから
- ロ 精神的な面でいたわってあげる。

(その理由)

1. 経済的には親だけでやってゆけると思うから
2. 精神的な支えにさえなるとあれば親は満足するから

3. 経済的に親を世話する余裕はないと思うから

ハ 物心両面の面倒をみてあげる。

(その理由)

1. 今まで精神的にも物質的にも面倒をみてくれたのだから、今度子どもがそうするのは当然であるから

2. 老後は経済的にもやってゆけないし、淋しいだろうからいたわってもあげたい

3. 親子の情として当然物心両面で助け合うべきものだと思うから

4. 子どもは、自分の生活を犠牲にしても親の面倒をみるべきであるから

ニ 何ら面倒を見てあげなくてもよい。

(その理由)

1. いつまでも子どもにたよっているのはよくないと思う

2. 子どもには子どもの生活があるから

3. 老後は、社会保障の一つとして国家が面倒をみるべきだと思うから

〔V〕〔IV〕の質問で〔イ〕又は〔ハ〕(つまり、面倒をみてあげたい)に回答した人は、その経済的援助を次の中のだれがすべきであると思いますか。

イ 長男 ロ 長男に限らず生活に余裕のあるもの

ハ 子どもがもが全員均等に

ニ 子どもが全員その生活状態に応じて

〔VI〕子どもが結婚した場合、親との同居の問題についてあなたはどうか考えますか(病気などの特殊な場合を除いて考えて下さい)

イ 長男夫婦は同居すべきである

ロ 子夫婦のだれかは同居した方がよい

ハ 遠くに別居した方がよい

ニ 近くに別居した方がよい

ホ 同じ家に住んで、生活(例えば部屋や台所など)は別にした方がよい

〔VII〕あなたは親の老後の生活問題をどういう風に解決したいと思いますか。最も望ましいものを○で囲んで下さい

イ 子が扶養すべきである

ロ 老後のために予め準備しておき、身内のものに世話にならないようにしてほしい

ハ 国又は地方公共団体が老後の生活を保護してほしい

〔VIII〕現在の養老院の施設待遇などが十分に改善された場合、あなたは親が養老院で過ごすことについてどう思いますか。次のイ～ニの中の一つを○で囲み、その理由(2つ以上○で囲んでもよい)をも書いて下さい。

イ 養老院で過ごすべきだと思う。

(その理由)

1. それが社会保障による理想的なあり方だと思うから

2. 子どもにめいわくをかけるべきではないから

3. 子供夫婦とのいざこざをさけるため

ロ 養老院ですごした方がよいと思う。

(その理由)

1. 老人の仲間が多くいるから
 2. その方が自由気ままに暮せるから
 3. 子ども夫婦とのいざこさも起きないから
- ハ 養老院ですごさせたくないと思う。

(その理由)

1. 老人だけでは陰気だから
 2. 子供とはなれるのは淋しいだろうから
 3. 自由気ままに暮させたいから
 4. 聞が悪いから
 5. 子が扶養するのが当然だから
- ニ 親の自由意志にまかせる。

〔IX〕 あなたは、一般に親の生活は親だけのもの、子の生活は子だけのものとはっきり割り切って考える考え方についてどう思いますか。

- イ 非常に合理的でよいと思う
- ロ 合理的ではあるが何か感情的に多少物足りないものを感じる
- ハ 良い面もあるが余りにも合理的で反ばつを感じる面もある
- ニ 親子の情などの一かけも感じられない誤まった合理主義である
- ホ このような利己主義的考えは望ましい親子関係を破壊し、ひいては社会の善良な風俗を乱すものであり到庭承知できない

(付) あなたの家に今一諸に住んでいる人を書いて下さい。

祖 父 (才)	父 (才)	兄 (人)	妹 (人)
祖 母 (才)	母 (才)	姉 (人)	使用人 (人)
オ ジ (人)	オ バ (人)	弟 (人)	その他 (人)

あなたの家の収入を支えている人は主にだれですか。 ○ で囲んで下さい。(何人でもよい)

祖父、祖母、父、母、兄、姉、オジ、オバ、その他 ()

又、その人の職業は何ですか ()

参考資料

- 現代家族の研究——実態と調整 弘文堂 小山隆編著
- 法律学全集 全60巻 有斐閣 家族法大系V親族、後見、扶養 中川善之助教授還暦記念
- 親族法、相続法 弘文堂 有泉享
- 結婚、離婚、扶養の法律知識 林崎満 酒井書店
- 親族法、相続法教材外岡茂十郎 敬文堂
- 民法Ⅲ、親族法、相続法 一粒社 我妻栄・有泉享
- 中国人の家族制度研究 大山彦一 関書院
- 訂全民法（下ノ1——親族）末川博 千倉書房
- ソヴェト民法の理論 谷口知平 東大出版会
- 日本社会の家族的構成 川島武宣 日本評論新社
- 改正親族、相続法解説 我妻栄 日本評論新社
- 親族法 相続法——民法法律学体系コンメンタール篇4、我妻栄外、日本評論新書
- 親族法、新法学全書（11） 谷口知平 評論社
- 日本親族法 中野峯夫外 邦光書房
- 註解親族法 中川善之助外 法文社
- 親族法（法学新書） 島津一郎 法文社
- 市民のための家族法——家族法入門 青山道夫 法律文化社
- 家族の心理 依田新 培風館
- 講座 家族問題と家族法 5扶養 中川善之助外 川島武宣 酒井書店
- 社会調査の進め方 沢登岩尾
- 調査方法——応用心理学講座 第2巻 南博 光文社
- 法律学演習講座——日本法制史 石井良助編 青林書院
- 法制史学会論——法制史研究 創文社
- 日本法制史(1) 高柳真三 有斐閣